innoventier 弁護士法人イノベンティア
Power for the Business

企業法務相談室

〈第75回〉　弁護士・弁理士　三品（みしな）　明生（あきお）

大阪大学工学部応用理工学科及び同大学院工学研究科マテリアル科学専攻（半導体発光素子を研究）を経て特許事務所で勤務し、2010年に弁理士登録。特許事務所での勤務と並行して大阪学院大学法科大学院を修了し、2018年に弁護士登録。主たる取扱分野は知的財産法。

今回のご相談

最近、ＣｈａｔＧＰＴなどの生成ＡＩに、欲しいデータを指示するだけで、画像や文章などを生成してくれると話題になっています。当社も、生成ＡＩを使用して、ウェブページにおける商品説明やイラストなど作成したいと考えていますが、何か注意すべきことはありますか。

生成AIのデータの取り扱いにおける注意点

一．はじめに

生成ＡＩとは、ユーザーの指示にしたがって自動的に画像や文章などを生成するＡＩ（Artificial Intelligence：人工知能）システムです。生成ＡＩは、近年急速に注目を集めており、趣味などの個人的な利用に限らず、業務の省力化などビジネスでの利用も検討されています。また、生成ＡＩがユーザーの指示にしたがって生成する画像や文章などは、完全に何も無い状態から画像や文章などを生成するのではなく、事前にある程度の量のデータを入力して学習させる必要があります。また、生成ＡＩに入力するデータは、この学習結果に基づいたものになります。そのため、生成ＡＩの出力データは、この学習結果に従って生成されるものになります。そのため、生成されたデータの取り扱いについて、それぞれ注意する必要があります。

以下、これらのデータの取り扱いに関する注意点について説明します。

二．生成ＡＩに入力するデータの取り扱い

（一）　入力するデータの保護

生成ＡＩの中には、ウェブなどで公開されているデータを予め学習しており、新たなデータなどを学習させなくてもある程度は使用可能なものもありますが、より自己の目的に合った出力データを得るために、目的のデータに関連するデータを積極的に学習させる場合があります。

しかし、生成ＡＩによっては、サービスの提供者が管理するウェブサーバー上で動作して、学習させた結果が利用者間で共有されるものがありますし、生成ＡＩに入力した学習用のデータや指示などが、生成ＡＩの提供者によって吸い上げられ、次世代の生成ＡＩを開発するために利用されたりする場合があります。これらの場合、他の利用者が生成ＡＩを利用して得た出力データの中に、自己が学習させたデータの一部が含まれてしまう可能性があり、意図せず自己のデータが他人に漏洩する危険性があります。また、これらの場合において、例えば秘密保持契約に基づいて秘密保持義務を負っているデータを生成ＡＩに入力すると、そのデータを生成ＡＩに入力するという行為自体が秘密保持契約の違反になる可能性もあります。

したがって、生成ＡＩにデータを学習させる場合は、学習させたデータがどのように利用されるのかを生成ＡＩの利用規約などで確認し、自己が管理可能な範囲の外に

角川博美氏、金村玲奈氏が交代で執筆します。

データが出る可能性がある場合や、利用規約などを見てもどのように利用されるのか不明な場合は、機密性の高いデータの学習は避けた方がよいでしょう。このような場合、例えば、既に公開されているデータのみ生成ＡＩに入力するようにすれば、機密にすべきデータの漏洩を防ぐことができます。

（二）　他人の著作物の学習

生成ＡＩの学習のためであれば、著作権者の許諾等がなくても著作物を利用することができます（著作権法三〇条の四）。ただし、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に限られていますので、例えば、ある画像における表現上の特徴的な部分が出力データに含まれるように、意図的にある画像を学習させるという使い方をする場合は、ある画像における表現を享受することを目的としているといえ、著作権法三〇条の四により許されている著作権の利用態様には該当せず、他人の著作権を侵害することになる可能性があります。

三．生成された出力データの取り扱い

（一）　出力データの正確性

上記のとおり、生成ＡＩの出力データは、学習結果に基づいて生成されるため、例えば生成ＡＩによって文章を生成する場合、必ずしも正しい内容になっているとは限りません。そのため、生成された出力データを使用する前に、その内容の正否について十分に検討した方がよいでしょう。

（二）　出力データの利用可能な範囲

基本的に、生成ＡＩの出力データは、商用利用も含めてユーザーが自由に利用可能とされることが多いと思われますが、出力データの利用に関して何らかの禁止事項が設けられていることもあります。そのため、具体的にどの範囲であれば出力データを利用することができるかについて、生成ＡＩの利用規約などで確認した方がよいでしょう。

（三）　出力データが他人の著作権を侵害する可能性

上記のとおり、生成ＡＩの出力データは、学習結果に基づいて生成されるため、学習した他人の文章や画像などの著作物と類似したものになる可能性があります。この場合、例えば出力データをウェブページに貼付けるなどして利用すると、他人の著作権の侵害に当たるかどうかが問題になります。

生成ＡＩの利用による著作権侵害については、最近になって議論が活発になり始めた分野であり、訴訟等で争われたこともなく、専門家によっても著作権侵害の成否について意見が分かれるところです。

この点、著作権侵害が成立するためには、既存の著作物と類似していること（類似性）、その著作物に基づいて作成されていること（依拠性）が必要とされていますが、生成ＡＩは著作物を抽象化したパラメータに基づいて画像等の生成を行うため、依拠性を充たすことがないから著作権侵害は生じないという見解もあります。しかし、内閣府及び文化庁は、生成ＡＩが画像等を生成する場合であっても、通常の場合と同様に類似性と依拠性が認められれば著作権侵害が成立し得るということを改めて整理しており、この整理結果をセミナー等によって速やかに普及・啓発をしようとしていますので[2]、生成ＡＩを利用すれば著作権侵害が発生しないということにはならないものと思われます。

なお、どのようなケースであれば依拠性が認められるかについてはさらに議論がありますが、例えば、ある画像における表現上の特徴的な部分が出力データに含まれるように、意図的にある画像を学習させるという使い方をする場合であって、学習させた元の画像に類似した画像が生成される場合においては、学習の段階でも著作権の侵害になり得ますし、生成された画像が元の画像に基づいている（依拠している）ことは否定し得ないと思われますので、少なくともこのような使い方は避けたほうがよいでしょう。

四．まとめ

生成ＡＩは、単純な業務の省力化のほか、創作用のツールとしても有益であり、今後の活用が望まれる分野です。また、最近では実用可能なレベルに近い生成ＡＩも現れてきており、急速に注目を集めています。

しかし、生成ＡＩは便利である反面、入力するデータや出力データについて不適切な取り扱いをすると、上述のとおりデータの漏洩や他人の著作権の侵害などの取り返しのつかない問題が生じる可能性もありますので、生成ＡＩを利用する際にはデータの取り扱いについて十分な注意が必要です。

1　https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_team/3kai/giji.pdf
2　https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_team/3kai/shiryo.pdf

Ⓡ

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、村上友紀氏、満上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏、秦野真衣氏、神田雄氏、小和田敦子氏、